

令和4年5月定例農業委員会議事録

1. 日 時	令和4年5月27日 午後1時30分		
2. 場 所	松 浦 市 役 所 市 民 ホ ー ル		
3. 農業委員の出席状況	(○出席 ㊟欠席 ㊦遅刻 ㊧早退)		
○ 1 番 野中 孝 ○ 2 番 瀬川 靖典 ○ 3 番 佐次川 茂 ○ 4 番 益本 徳市 ○ 5 番 松永 敬資 ○ 6 番 松本 堅一 ○ 7 番 武部 文男 ○ 8 番 太田 重敏 ○ 9 番 梶山 達男 ○ 10番 崎村 康子 ㊧ 11番 大石 恵子 ○ 12番 久保 繁徳 ○ 13番 松永 勝也 ㊧ 14番 高田 良彦 ○ 15番 田中 康 ○ 16番 松本 由美子 ○ 17番 柿山 享 ○ 18番 吉原 順穂 ○ 19番 伊藤 薫			
出席農業委員数 19名 在任委員の過半数に達しているので、本会は成立した。			
4. 農業委員以外の出席者(農地利用最適化推進委員)			
○ 山下 勝美 ○ 大久保 耕次 ○ 岩木 保徳 ○ 山口 康明 ○ 増山 新太郎 ○ 末永 勇 ○ 鈴立 企一 ○ 百枝 純治 ○ 瀬川 和男 ○ 坂本 康弘 ○ 渡口 学 ○ 前田 清人 ○ 志水 悦男 ○ 紙本 政信 ○ 北川 廣海 ○ 瀬川 伸清 ○ 松本 寛二			
5. 農業委員会以外の出席者			
6. 事務局職員の出席者			
局 長 福守 剛	次 長 白波 美知子	係 長 田畑 徹二	
主 査 桃田 忠邦	参 事 吉田 倉也		
7. 議 長	伊 藤 薫		
8. 議事録署名委員の指名			
11 番 大 石 恵 子	12 番 久 保 繁 徳		

事務局長

皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、ただ今から令和4年度5月の農業委員会総会を開会いたします。

本日は、推進委員5番濱崎稔委員から欠席の届け出がっております。農業委員会等に関する法律第27条第3項に「委員の過半数が出席しなければ、総会を開くことはできない。」と規定されておりますが、ただ今の出席委員は19人でございます。定足数に達しておりますので、本総会は成立しております。新型コロナ関連の情報でございます。昨日、松浦市0人ということで、3月21日以来約2カ月ぶりに0人ということになっているようですが、まだ長崎県下全域ではコロナの発生が高止まりということでございますので、それぞれ気を付けていただきたいと思います。それから、本日の総会開催前の13時より、本年度の研修旅行の実施に関しまして、運営委員会を開催いたしました。その協議内容・結果につきましては、本日の次第6の協議事項、その他で運営委員長さんの方からご報告をお願いしたいと思います。それから、本日は資料が沢山ございます。資料の確認をいたします。令和4年度推進委員等の担当地区ごとの目標設定について（案）が1枚、黄色の表紙「令和4年度新ながさき県農業委員会1・1・1運動」の実施要領、資料No.2-1、令和3年度重点活動の結果（R4.3月末時点）、資料No.2-3、令和4年度重点活動と目標（案）、資料No.4-1、ガイドライン通知と最適化交付金の対応について、それから活動記録簿の記載方法1、最後に活動記録簿の項目選定についてということで配布しております。皆さん大丈夫でしょうか。

それでは、伊藤会長の挨拶を受けまして、総会に入りたいと思います。よろしく願いいたします。

会 長

お疲れ様です。私事ですが、志佐川流域を毎日1時間程度健康管理の関係で歩いております。それが最近、事業の関係で農地パトロールになり、毎日志佐川流域を農地パトロールしていることになっています。志佐川流域のは場を見てみますと、着々と田植えの準備が始まっているなど思っております。皆さんの地区でも同じような状況であろうと思っております。コロナ対策はもちろんのこと、熱中症対策等にも気を付けて農業作業に取り組んでいただきたいと思いますと考えております。

それでは、まず初めに前回の委員会でもお知らせしておりましたが、吉原委員さんが全国農業新聞に採り上げられるということで報告しておりましたが、5月13日号に吉原委員さんの取り組み状況が掲載されております。全国紙での発表ですのでご一読いただきますようお願いいたします。吉原委員さんには農業委員会でのリーダー的な役割で今後とも地域農業の発展のために頑張ってください、活躍していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。また、同じ全国農業新聞ですが、今日の5月27日号に、松浦市農業委員会の取り組み状況が取り上げられております。中身についても農地流動化の最適化に力を入れて、特に集積についても契約更新はもちろんのこと、新規契約も増えつつあり、中間管理事業の借入れも進んでいると、非常に評価がされた形で紹介されておりますので、これもご一読をお願いいた

します。続きまして、長崎県農業会議の令和3年度の重点活動の状況について報告をしておきます。資料No.2-1が重点活動の資料です。これで説明します。この資料の前段1と2ページが県全体の目標と達成率、3、4ページが各市町村の目標と達成率となっています。松浦市の状況については先月の委員会の報告で100%達成したと申し上げていましたが、正式に農業会議の統計が終了して、この資料ということになっております。4ページの上から3番目が松浦市です。一目瞭然、全て黄色になっています。黄色が100%達成した項目になります。松浦は全て5項目100%達成したということで、これは長崎県で100%達成は松浦市のみということです。これも農業委員、推進委員の皆様の日頃の地道な活動の結果だと思っておりますので、ご協力に対し感謝、お礼を申し上げます。この後、議案第44号で令和4年度の方針が事務局より説明がございますので、今後とも皆様のご協力をお願いいたします。最後になりますが、最適化交付金事業のことについて、少しだけ触れますと、非常に重要な点で、最適化交付金事業、国予算が51億ございます。令和3年度につきましては、51億の予算のうち半分しか使っていないんですね。それで執行残が20億以上残っている。ということで、何年かこういう状況が続くと、この事業そのものが無くなるっていうふうな不安もありますけども、昨年を見ますと松浦市が1,500万円弱ですね。今年がこれが国の方針で予算額を提示しないという状況です。なぜそうなったかと言いますと、この51億を全部100%使うために、出来た委員会から順にやるというふうなことで、最初から予算を配分しないで、大変良くできましたという委員会からやっていって、51億全部を消化するという方針になるという。その方針変更が、いつも話をしている今までの成果重視から活動重視に足を移し替えて、その活動を目に見える形で日誌につけていくということで、そういう農業委員会の活動を評価していくという方向で変わってきております。いつも皆さんに、日誌をつけてください、つけてくださいって言いますが、この日誌のどのくらいの目標に対してどのくらい達成したかというのが、非常に交付金の判定の基礎となってきますから、非常に重要になってきます。先月出していただいた分を事務局で集計したところ、4月分はだいたい月平均で5日から6日くらいでした。27日から30日までの残りの3日間がありますから、もう少し増えるかと思います。そうすると、目標に足りないんですね。私からお願いするのは、とにかく日数を増やしていただく。担い手への集積が重点でありますけども、私が言いました農地パトロールとか無断転用の確認とか、そういうのを日頃から毎日皆さんやっていたらいいので、それを書くだけです。外を歩いていると何らかの項目に当てはまるはず。それを書いてもらうということです。前年までは時間を書いていただくようになっていましたが、今年からは何日に何をしたらかを書いていただくだけです。難しいことではないかと思いますが、是非5日間平均の倍は出していただかないと、倍を出しても今年の交付金がどうなるかというのは全く白紙の状態です。そのような状況ですので、この後事務局から説明がありますが、来年の取り組みについてご協力を

お願いしたいと思います。そういうことで会長挨拶とさせていただきます。
ありがとうございました。

議 長 それでは、議事に入ります。3番の議事録署名人の指名を行います。11番大石委員、12番久保委員にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

4番の報告事項に移ります。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案は1ページです。農地移動適正化あっせん事業報告が2件ございます。1件目です。令和3年11月29日に申し出がございました、申出人、志佐町里免■■■■■在住、■■■■■氏、相手方、志佐町田ノ平免■■■■■番地在住の■■■■■氏の分です。種類は売買で、対象地は志佐町田ノ平免字勢子■■■■■から■■■■■番までの計4筆、地目はすべて田で4,586㎡です。こちらは、先月4月27日の総会時にあっせん調印式の報告をしていましたが、議案の記載が今回の総会となりましたので、報告いたします。後ほどの付議事項で議題としております集積計画書の中に売買価格、経営状況等の詳細を記載しております。1件目は以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。あっせん委員の鈴立委員の報告をお願いします。

推進委員 推進委員8番の鈴立です。先月の総会の前日に調印式が行われました。申出人の■■■■■さんは、農業を辞められて建設業をされていて、住まいも志佐の方に構えていらっしゃいます。農業は一切されていなかった訳で、■■■■■さんは、その■■■■■さんの農地を作付けされておられまして、認定農業者であります。これからも問題なく作付けをされていかれると思います。以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。今あっせん委員から報告がありましたが、先月の26日に調印式が終わったと報告がありました。今回については、3条ではなく、基盤強化法での許可となっております。本日の委員会での農地集積計画の決定の中で、議案で出ておりますので、よろしくお願いいたします。皆さんからご意見ご質問等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 はい。それでは、百枝委員さん、鈴立委員さん大変ご苦労様でした。お疲れ様でした。
続きまして、2番目に移ります。

事務局 あっせん事業2件目です。申し出日は、令和4年3月25日、申出人、調川町松山田免■■■■■番地在住の■■■■■氏の破産管財人弁護士、■■■■■

氏です。種類は売買で、対象地は調川町松山田免字若永山[REDACTED]、同じく[REDACTED]の2筆で地目は田、合計面積は625㎡です。こちらは、先月4月総会時に、あっせん委員の決定をしていただいております。以上です。

議長 只今報告がありました。先月欠席で渡口委員さんには大変地域外ではありますが、坂本委員とご協力して進めていただきたいと思います。坂本委員さんから報告をお願いします

推進委員 推進委員11番の坂本でございます。今月13日に私と渡口推進委員、地元農業委員の益本委員と3名で現場を確認しました。近くの方から声を掛けられた方がいいだろうということで、声を掛けておりますが、条件の良いところは既に売買をされておまして、残っているということで、なかなか相手にしていただけないような状況です。難航しております。以上でございます。

議長 はい、ありがとうございます。大変ご苦勞をかけると思いますけど、あっせん委員さん、推進委員さんよろしく願いいたします。
これについて、皆さんから何かご質問等ございませんか。

農業委員 ちょっといいですか。（武部委員 挙手）このあっせんについては、不良債権の処理ですね。値段とか色々言ってもあれでしょうけど、だいたいの値段があれば、それに充当してやるということになろうかと思うんですけど、それで間違いがないと思うんですけど、いいでしょうか。だいたいそんな感じ。（武部委員）

議長 今、委員さんが言われたように、不良債権の分ですから、この後の3条にも残りの分が出ておりますけど、非常に金額的にも安く売られている。私もこんなに安かったらいけないと思って、あっせんの方に出してあるというようなことねと考えがですね。良いところが売れて誰も相手にしないところが残っているという状況ですし、非常に難しいかと思いますが、あっせん委員さんにはご苦勞おかけしますが、よろしくお願いいたします。
それでは、申請事件の処理状況について事務局の説明をお願いします。

続きまして、申請事件の処理状況です。（以下資料の読み上げ）

農地法関係
令和4年4月分

条項	譲渡人(貸人)	譲受人(借人)	転用目的	申請面積	処理状況
5	[REDACTED]	[REDACTED]	一般個人住宅	324 ㎡	R4.5.16許可
	[REDACTED]	[REDACTED]	一般個人住宅	806 ㎡	R4.5.16許可
	[REDACTED]	[REDACTED]	発電用施設用地	1,781 ㎡	R4.5.16許可
	[REDACTED]	[REDACTED]	発電用施設用地	2,174 ㎡	R4.5.16許可

続きまして、提案事件の集計表です。（以下資料の読み上げ）

農地法関係

申 請 事 由		件数	面		積
			田	畑	計
第3条	経営規模拡大	7	5,297 ㎡	3,171 ㎡	8,468 ㎡
第5条	石材加工工場及び事務所用地	1		2,465 ㎡	2,465 ㎡
	農家住宅及び倉庫用地	1		932 ㎡	932 ㎡
計		9	5,297 ㎡	6,568 ㎡	11,865 ㎡

農用地利用集積計画

権利の種類		件数	面		積
			田	畑	計
所有権移転		1	4,586		4,586
利用権設定		87	161,543.68	31,508	193,051.68
	賃借権	80	152,871.68	31,508	184,379.68
	使用貸借	7	8,672		8,672
計		88	166,129.68	31,508	197,637.68

意見書関係

申 請 事 由		件数	面		積
			田	畑	計
農業振興地域整備計画の変更について		1		1,230 ㎡	1,230 ㎡

承認関係

内 容	件数	面		積
		田	畑	計
令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)及び令和4年度最適化活動の目標の設定等(案)の決定について				

報告は以上でございます。

議 長 ありがとうございました。それでは、報告については皆さんご意見ご要望等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 今回は集積も多く出ておりますので、ご意見があればそのときによろしくお願いいたします。

それでは、議案4ページ、議案第38号農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第38号農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について説明いたします。

事件番号1です。譲渡人は、平戸市田平町山内免[]、破産者[]
[]氏破産管財人弁護士、[]氏、譲受人は御厨町前田免[]
[]氏です。申請地は、調川町松山田免字若永山[]、田48
3㎡ほか1筆で、合計面積が849㎡です。申請事由は、譲渡人におきまし
ては破産手続きのために財産を処分する必要があり、経営規模拡大を考える
譲受人と合意したということで、売買により所有権の移転を行うものです。

譲受人世帯の経営状況については、耕作面積が55,322㎡、農業従事
者は2名、農業従事日数は年間300日となっており、農地法第3条第2項
各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと考えます。

事件番号2です。譲渡人は、平戸市田平町岳崎免680番地5、[]
氏、譲受人は御厨町高野免[]番地、[]氏です。申請地は、御厨町
大崎免字笠屋[]番、田317㎡ほか6筆で、合計面積が2,863㎡で
す。申請事由は、[]氏が経営規模拡大のために[]氏へ土地の相談をされ
たところ、双方共に合意をされたということで、売買により所有権の移転を
行うものです。取得後は栗を栽培されるそうです。譲受人世帯の経営状況で
すが、耕作面積が34,078.61㎡、農業従事者は2名、農業従事日数
は年間250日となっており、農地法第3条第2項各号に該当しないため、
許可要件のすべてを満たすと考えております。

事件番号3です。譲渡人は、今福町滑栄免[]番地、[]氏、譲
受人は御厨町高野免[]番地、[]氏です。申請地は、御厨町大崎免
字小嶋[]、田198㎡の一筆です。申請事由は、[]氏が経営規模
拡大のために[]氏へ土地の相談をされたところ、双方共に合意をされた
ということで、売買により所有権の移転を行うものです。取得後は柿を栽培さ
れるそうです。譲受人世帯の経営状況ですが、耕作面積が31,413.6
1㎡、農業従事者は2名、農業従事日数は年間250日となっており、農地
法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えて
おります。

事件番号4です。譲渡人は、御厨町大崎免[]番地、[]氏、譲受
人は御厨町高野免[]番地、[]氏です。申請地は、御厨町大崎免字
小嶋[]、田99㎡の一筆です。申請事由は、[]氏が経営規模拡大
のために[]氏へ土地の相談をされたところ、双方共に合意したというこ
とで、売買により所有権の移転を行うというものです。取得後はこちらも柿を
栽培されるそうです。譲受人世帯の経営状況ですが、耕作面積が31,31
4.61㎡、農業従事者は2名、農業従事日数は年間250日となっており、
農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たす
と考えております。

事件番号5です。譲渡人は、御厨町大崎免[]、[]氏、譲
受人は御厨町高野免[]番地、[]氏です。申請地は、御厨町大崎免
字笠屋[]、田889㎡です。申請事由は、[]氏が経営規模拡大の
ために[]氏へ土地の相談をされたところ、双方共に合意をされたというこ
とで、売買により所有権の移転を行うものです。取得後はこちらも柿を栽培
されるそうです。譲受人世帯の経営状況ですが、耕作面積が32,104.

61㎡、農業従事者は2名、農業従事日数は年間250日となっており、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えております。なお、事件番号2番から事件番号5番までの農地の所在につきましては、かたまったところにまとまって存在をしているという位置関係にございます。

事件番号6です。譲渡人は、今福町木場免■■■■番地、■■■■氏、譲受人は今福町木場免■■■■、■■■■氏です。申請地は、今福町木場免字南■■■■、畑203㎡ほか一筆で、合計面積が407㎡です。申請事由は、申請地については実質的に■■■■氏が長年管理されていたということで、経営規模拡大のため双方が合意したことにより、売買により所有権の移転を行うものです。譲受人世帯の経営状況が、耕作面積が18,999㎡、農業従事者は2名、農業従事日数は年間350日となっており、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上、6件についてご審議をお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。番号順に審議をしていきたいと思います。事件番号1番について、農地は調川町松山田免になっておりますけども、梶山委員からご意見を伺いたいと思います。

農業委員 農業委員9番梶山です。■■■■さんは今も農協におられますが、職員としてもまじめで問題ないと思います。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。梶山委員から問題ないとのことでした。皆さんから何かご意見ご質問等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、1番につきましては、許可相当と判断をしたいと思います。続きまして、2番、3番、4番、5番につきましては、一括で報告をお願いします。大久保委員さんお願いいたします。

推進委員 推進委員2番の大久保です。事務局の説明どおりでございますが、私からも説明させていただきます。事件番号2、3、4、5番まとめて説明いたします。この農地一帯は農地パトロールで見たところでございます、特に3番4番の農地は大きな木が生えておりまして、農地としては使えない状況でございます。2番3番の農地は15年程管理もされず、放置されているという農地でございます。このままの状態ですと原野化する恐れがあるということでございます。今回この農地を■■■■さんが借り上げて重機を入れて整備をし、柿と栗を栽培して農地として使用するということでございます。隣地の方との同意も出来ているということでありますし、遊休農地解消にもなるということでございますので、この件に関しては問題ないものと思ってお

ります。皆様方のご審議をお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。2番、3番、4番、5番について皆様の方から何かご意見ご質問等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、委員さんの方からも遊休農地解消にもなるということで、問題ないという風な発言をされておられますので、これも許可相当と決定したいと思います。

最後に6番につきまして、渡口推進委員さんお願いいたします。

推進委員 12番渡口です。この土地については、[REDACTED]さんのお父さんがだいぶ前から借りて作られていたそうで、今回お互いに話がまとまって売買という形になったと聞いております。特に問題はないと思います。以上です。

議 長 ありがとうございます。事件番号6番についても問題ないというご意見でございました。1番から6番までの全てについて皆さんの方から何かご意見ご質問等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 はい、ありがとうございます。ご意見等ないようですので、議案第38号につきましては、全て許可することと決定いたします。

ありがとうございます。

議案39号に移りますが、こちらは委員さん関係分でございますので、松本堅一委員のご退席をお願いいたします。

～ 松本委員 退席 ～

議 長 それでは、議案第39号農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第39号農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について説明いたします。

事件番号1です。譲渡人は、平戸市田平町小手田免[REDACTED]、[REDACTED]氏、譲受人は御厨町相坂免[REDACTED]番地、[REDACTED]氏です。申請地は、御厨町小船免字大久保[REDACTED]番、畑744㎡ほか2筆で、合計面積が3,163㎡です。申請事由は、[REDACTED]氏が平戸市在住されていて、実質的な農地の管理を[REDACTED]氏が行っていることから、双方の合意によりまして、経営規模拡大のために贈与により所有権の移転を行うものであります。譲受人世帯の経営状況は、耕作面積が105,969.87㎡、農業従事者は1

名、農業従事日数は年間300日となっており、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上、ご審議をお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。こちらは委員関係ですので、山下委員さんにご意見を伺いたいと思います。

推進委員 推進委員1番の山下です。今月23日に現地確認に行きました。牛舎のすぐ近くに畑が2枚、それと少し離れたところに水田が1枚、これ全て牛の飼料、田んぼの方は水田でございますけど、イタリアンを作られる予定でございます。■■■■さんとは親戚関係にあらまして、無償となっておりますが、何ら問題ないと思いました。皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 事務局、関係続柄をお願いします。

事務局 はい。■■■■さんが■■■■氏のお父さんである■■■■さんと従妹関係にあるということでございます。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは皆さん方から何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 特にないということで、議案第39号につきましては、許可することと決定いたします。ありがとうございました。

～ 松本委員 着席 ～

議 長 それでは、議案は7ページ、議案第40号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第40号 農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。

事件番号1です。関係資料を37～44ページに掲載しておりますので適宜ご覧いただければと思います。まず、この事件は、3月の総会で審議いただいた違反転用の案件でございまして、違反転用事案報告を長崎県へ提出してありましたところ、県において追認許可相当との判断がなされましたので、これに基づいて許可申請書が提出されたものです。譲受人は鷹島町阿翁免789番地、■■■■氏で、譲渡人は鷹島町神崎免■■■■■■■■■■、■■■■氏です。土地の所在地は、鷹島町阿翁免字上宇土■■■■、畑2,465㎡です。また、同所793番の山林が併用

地となっております。農地区分は、農用地区域外の農地で、小規模で土地改良事業等が行われていない農地であることから第2種農地です。転用の目的は、石材加工工場及び事務所用地です。改めて違反転用に至った経緯ですが、昭和59年頃、譲受人の父である故、[]一氏が譲渡人の父である故、[]氏から土地を購入し、石材加工のための工場と事務所を建築されました。これは、もともと別の場所にあった工場を、県道の拡幅工事によって移転しなければならなくなったため現在の場所に建設したという経緯のものです。土地利用計画については40ページの配置図に示されているとおりで、現在すでに工場が3棟、事務所が1棟建築されております。排水は、雨水のみで自然流下となっております。こちらの周辺に関しては山林や公衆用道路に囲まれておりまして、農地とは接しておりません。このため近隣の営農に影響はなく、申請人から今後は法令を遵守する旨の顛末書も提出されておりますので、追認もやむを得ないと判断いたします。

次に、事件番号2です。関係資料を37ページと45～49ページに掲載しております。譲受人は佐世保市原分町[]、[]氏、譲渡人は今福町木場免[]、[]氏です。[]氏は[]氏の二男です。土地の所在地は、今福町木場免字苛ノ久保[]、畑932㎡で、令和4年1月19日付けで農用地区域からの除外がなされております。農地区分は、10ha以上の団地に属する農地であることから第1種農地で、転用の目的は、贈与により土地を取得し、農業後継のために農家住宅及び倉庫を建築するものです。第1種農地は原則不許可ですが、集落に接して生活上必要な住宅を建築する場合は例外的に許可できることとなっております。土地利用計画については47ページの配置図をご覧ください。図面上の±0と表記されている範囲で、30～50cm程度の盛土を行い、住宅及び倉庫を建築する計画となっております。排水に関しては、雨水は溜枡で集水し既存の排水路へ放流します。污水及び生活雑排水は合併浄化槽で処理後に排水路へ放流し処理をする計画です。周辺の状況ですが、申請地の東側に田んぼがありますが、土地の所有者、耕作者からの同意を得ており、現地調査の結果、周辺の営農には影響がないことを確認をしています。最後に、住宅ローンの仮審査の結果が添付されておりますので、本事業は確実に行われるものと見込まれます。

以上2件につきまして、ご審議よろしく願いいたします。

議 長

ありがとうございました。それでは地元委員さんのご意見を伺いたいと思います。1番について松本委員さんお願いします。

推進委員

推進委員18番の松本です。今回の転用申請につきましては、事務局から詳しい説明がありましたとおり、当事者の親の代で違反がなされたものであり、承知のことではなかったものであります。当初、工場が建設されて30年程経過しており、現在まで環境上、周辺の問題もなく、顛末書も出ていることから、申請に関しまして問題はないものと判断しています。

議 長 はい、ありがとうございました。それでは事件番号1について、現地確認に行かれた委員さんのご意見ををお願いします。

農業委員 5番農業委員、松永です。今月20日に現地確認に行っていました。事務局から詳しい説明がありましたとおり、何ら問題ないと思います。ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。それでは事件番号1番について、皆様の方からご質問等ございませんか。

これにつきましては事務局からの説明にもありましたように、県の追認許可相当という判断により申請されたものですから、地元委員、現地確認委員さん共に問題ないということでございますので、1番については、許可相当の意見を付して進達したいと思います。ありがとうございました。

続きまして、事件番号2番について、地元委員の渡口委員さんご意見を伺いたいと思います。

推進委員 推進員12番、渡口です。5月の19日に事務局3名と現地担当委員さん、地主さんのお母さんと私で現地確認を行いました。先ほど事務局から説明があったとおり、排水等については新しく側溝も作られ、ちゃんと整備をされていると確認しました。それと田んぼがありますけども、地権者の方にはちゃんと許可をいただいていることと聞いています。何ら問題は無いと思っております。ご審議よろしくをお願いします。

議 長 はい、ありがとうございました。次に現地確認委員さんをお願いします。

農業委員 農業委員3番の佐次川です。20日に事務局3名と松永委員、私とで現地確認を行いました。事務局の説明のとおり、水田の同意も得ており、何ら問題はないと考えております。それでまた、農業で帰って来られるということで、大変良かったと思っております。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。それでは、皆様のご意見を伺いたいと思います。何かご意見等ございませんか。

農業委員 はい。（武部委員）

議 長 はい、どうぞ。

農業委員 農業委員7番の武部です。2番の事件について、これは農振地域になっていますよね。これは解除せんばいかんですよ。

事務局 これは令和４年１月１９日付けで農振農用地の適用の除外を受けておりますので、除外については完了となっております。

農業委員 はい。それとね、何回も言いますけど、図面をね、もうちょっと考えて作ってもらいたい。北と南向きのね。大きかったら縮小していいんですよ。そう思いますけどね、私は。以上です。（武部委員）

議 長 はい、武部委員のおっしゃる通りですね、普通は北の位置が決まっているんですけど、事務局が整理しやすい向きということで、勝手に変えてると言いますか、出来れば統一した形で、北が上だと。その方が皆さんにとっては分かりやすいかと思います。

農業委員 それとね、字図とかと併せてね、そこを見ながらね、ちゃんと見やすいようねに、これでは分らないでしょう。

事務局 出来るだけ見やすいように作成したいと思うんですけど、方向があった時に図面が縮小され過ぎて見づらいところがあるので、ケースバイケースで対応できるところは、対応したいと思いますし、撮影する業者にも出来ればそのようにさせていきたいと思いますが、難しいようであれば現状のままということもあるかもしれませんので、その所はご理解いただければと思います。お願いいたします。

議 長 よろしいでしょうか。出来るだけ対応していくということで。土地の形状によっては長い図面とかね、ありますから。横にしないといけないという状況もありますので、その辺はご理解をいただきたいと思います。どうしても出来ない場合もございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

他にございませなかね。無いようですので、１番につきましては、先ほども言いましたが許可ということで、２番につきましても農家用住宅で特に問題無いということで１，２番とも許可相当の意見を付して進達したいと思います。よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第４１号に移ります。農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案は８ページをご覧ください。議案第４１号、農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定に基づき、農用地利用集積計画を決定するというものでございます。公告予定日を令和４年５月３０日としております。所有権移転分が１件ございます。１０ページに農業経営の状況等を記載してございます。先ほどのあっせん事業で報告させていただきました所有権移転分です。次に１２ページから１６ページにかけまして、賃貸借権再設定分が７３件ございます。１７ページに賃貸借新規分と使用貸借再設定分の各筆明細を添付しておりますので、担当地区分のご確認をお願いします。

議 長 事務局の説明がございました。それでは、確認時間を10分程度取りたいと思いますので、それぞれ担当委員さんでご自分の地区のご確認をよろしくお願いいたします。

何も問題ありませんね。

はい、ありがとうございます。それでは、議案第41号につきましては、計画どおり決定したいと思います。

次に、議案第42号農用地利用集積計画の決定についてを議題とします
委員さん関係分です。佐次川委員と大石委員はご退席お願いします。
事務局の説明をお願いします。

～ 佐次川委員、大石委員退席 ～

事務局 議案は20ページをご覧ください。議案第42号農用地利用集積計画の決定についてでございます。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき下記のとおり農用地利用集積計画を決定するといものでございます。公告予定日は令和4年5月30日です。21ページに賃貸借新規分の各筆明細を記載しております。
ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 はい、説明終わりました。皆様から何かご意見等ございませんか。
よろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは議案第42号の委員さん関係分につきましても計画通り決定したいと思います。

～ 佐次川委員、大石委員着席 ～

議 長 次に、議案第43号農業振興地域整備計画の変更についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第43号農業振興地域整備計画の変更についてということで説明いたします。議案は24ページです。本議案ですが、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定によりまして、農業委員会へ意見が求められておりますので、意見書を提出するものです。

事件番号1です。資料を50ページに付けておりますので、そちらも併せてご覧いただきたいと思います。黄色の所が農用地区域外を示しています。赤い所は申請地ということになります。所在地は、福島町原免字摩渡[]、畑、1230㎡で、所有者は福島町土谷免[]番地、[]氏です。申請者は佐賀県唐津市石志[]、[]株式会社代表取締役[]氏です。除外の目的は、風力発電に伴う変電所用地として利用するためです。除外の理由として、まず鷹島町で風力発電事業を計画されております。発電出力が大きいため売電するためには九電の特別高圧線へ送電しなければならないのですが、鷹島町に特別高圧線がないため福島町にある特別高圧線という送電線に接続しなければならないということで、まず、鷹島町に特別高圧線が無い場合、福島町にある特別

高圧線に接続をして、売電することになるそうです。特別高圧線の電圧が2万ボルト以上のため、送電するには電圧を変えなければならないため、変電所を建設するという計画です。50ページの位置図に申請地を示しておりますが、申請地のすぐ右側に四角の白い箇所がありますが、この場所に特別高圧線の鉄塔が立っておりますので、すぐに隣接をした位置関係ということです。現地調査の結果、申請地は団地のすみに位置しており、除外しても一連の農地の団地を分断することはなく、農地の集団性は保たれると思われます。また、周辺の農地は畑であり農業用水等もなく近隣の営農に影響はないと思います。従いまして、農用地区域からの除外もやむを得ないものと判断をいたしております。以上、ご審議をお願いします。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、地元委員の太田委員のご意見をお願いしたいと思っております。

農業委員 8番農業委員の太田です。5月の20日に事務局の方と現地を回りまして、先ほど事務局の方が言われたとおりでございます。■■■■氏は私と親戚関係にありますけど、その現状は事務局から説明されたとおりで何の問題も無いと思います。以上です。

議 長 はい。ありがとうございます。何の問題も無いということでございます。皆さんの方からご質問ありませんか。これは、事務局から説明がありましたように、鷹島に風力発電施設ということで、それから送電するのに福島に変電所をと。そこで鷹島に発電した分を送る。福島に変電所が必要だと。工事期間も2年くらいの期間になっています。まだ鷹島の風力発電は工事中なんでしょう。出来てないと思いますが、2年くらいの計画になっていますので、変電所と風力発電所が同時に並行して工事していくという状況になっていて、完成が2年後くらいになっておりますので、そのような状況だという風に判断しております。皆さんの方から特にご意見がなければ、農用地からの除外については適当と判断して意見書を提出したいと思いますが、よろしいでしょうか。

委 員 異議なし。

議 長 はい。ありがとうございます。
それでは、議案第44号に入る前に、今年度の目標ということもありますので、休憩を挟みます。再開を15時からにしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

～ 休憩 ～

議 長 それでは再開いたします。

議案は25ページ。議案第44号令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）及び令和4年度最適化活動の目標の設定等（案）の決定についてを議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第44号令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）及び令和4年度最適化活動の目標の設定等（案）の決定について説明いたします。これは、農林水産省経営局からの農業委員会の適正な事務実施について及び農業委員会による最適化活動推進等についての通知により前年度の農業委員会に活動に対する自らの点検・評価と次年度の目標と達成に向けた計画を設定し、ホームページ等で毎年公表することになっています。令和3年度の点検・評価につきましては、27ページに記載してございますけれども、まず農地の集積・集約化について記載してあります。上から2番目の2の令和3年度の目標及び実績では、昨年度初めの集積目標747haに対して結果729haでありまして、目標には至りませんでした。うち新たな担い手に設定された農地が8.4haとなっております。次に28ページにあります、新たな農業経営を営もうとする参入促進について記載しております。これも上から2番目の2の令和3年度の目標及び実績では、目標1経営体の増に対して、結果ゼロ経営体となっております。29ページには遊休農地に関する措置に関する評価を記載しております。これも2番目の2の令和3年度の目標及び実績では、解消目標0.5haに対して、解消実績1.2haとなっております。次に30ページに違反転用への適正な対応について記載しております。現在、市で把握しております違反転用実績0.5haの解消目標に対して、結果ゼロhaとなっております。昨年度、御厨町のくぬぎの植林が違反転用として審議されましたが、これは年度内に違反転用が発覚をいたしまして、増減前に追認許可となっておりますので、今回の数字には反映されております。本日の議案にある違反転用の追認分が許可となれば4年度の対象実績として上がってくることになります。次に34と35ページをご覧ください。令和4年度最適化活動の目標の設定等（案）についてでございます。農地の集積目標、遊休農地の解消については、県が設定した目標に合わせております。新規参入の促進については、28、29、30年度までの3か年の農地法、農業経営基盤強化促進法による権利移動の平均面積の1割14.6haを目標面積としております。最適化活動の活動目標につきましては、先月の総会で活動日数を月8日と目標とするということで、皆様の方からご了解いただいたところでございますが、再度この8日について確認をさせていただきたいと思っております。例えば月8日を目標設定することによって、その8日をクリアできたとします。その他の集積、遊休農地の解消とか新規参入の目標、この3つがクリアできなかったとしても、国が示したガイドラインでは、目標に対して期待どおりの結果を得られたという評価が得られることとなります。しかし、皆様にお支払いする上乗せ報酬の財源となります最適化交付金の算定については、国が月10日を基準としておりまして、それ以上の実績であればそれなりの交付金が入るんですけど、それ以下であれば交付金が減ることになりそうです。交付金を多くもらうためには月10日以上ク

リアする必要があります。現在8日を目標としていますが、結果として10日以上クリアできればいいんですが、8日のままでの良いとは思いうndすけれども、目標が高い方が結果も得られるということもございますので、再度皆様に確認をしていただければと思っております。参考までに皆様の方に4月の最適化活動の日数を集計させていただきました。平均5.9日、6日を切っております。ただし、4月27日以降の分は入っておりませんので、その分を追加したとしても6日くらいにしかないかと思えます。このまま目標が8日であればクリアした場合にそれなりの評価は得られるんですけども、交付金は少なくなるかもしれません。目標を10日にしてクリアできればいいんですけども、出来なければ評価は下がって更に交付金も少なくなるということになります。このことを考えれば月8日の目標は妥当ではないかと思っではいるんですが、最終的に皆様の判断を仰ぎたいと思っておりますので、このまま8日でよろしいでしょうか。

委 員 8日で異議なし。

事務局 はい。ありがとうございます。8日であれば、何とかクリアできるのではないかとと思っております。皆さん、活動日誌も付けられたばかりですから、まだまだ要領を得られていないところもあるかと思えます。今後は最低8日を超えられるように活動日誌を記入していただければ問題ないかと思えます。よろしくお願いいたします。

吉原委員 活動日誌、8日がいいだろうというお話ですが、10日の時は3日に1日ですよね。中々農繁期の忙しい時にそんなに書くことができるのかなと思いますが、先般会長の方から言われましたが、耕作の途中に田んぼを見ると農地パトロールになると、記帳していいということですが、自分のほ場に向かう途中に、どこどこの農地を見たら荒れかかっているとか、立派にしていると、そういうことでいいとのことですが、同じほ場については、どのくらいのスパンを置いて見たらいいのか。どのくらいの間隔でそういったことも、日にちはどのくらいか。それから、自分の受け持ち地域以外の所も書かせてもらわないととてもじゃないが8日、10日って。それにかかりつきりになる訳にもいかないからですね。どうしたものでしょうか。

事務局 基本的には自分の担当している農地が基本だと思いますが、近くの自分の担当区域外の農地を確認することも全然問題ないと思います。どれくらいの期間かということですが、流石に同じ農地を毎日確認したというのもどうかと思いますので、ある程度数日置いて見るというのは問題ないと思います。具体的に何日というのは言えませんが。

吉原委員 言うごとそがん農地はなかってすもんね。ある程度数日置いて見たら、また同じこと書くようになるとですけども、それでもいいとですか。

事務局 1週間程度置いて書くのは問題ないと思いますが、例えば猪が荒らすかもしれないので。ローテーションしながら場所を変えるのが一番ですよ。

議長 国の方も毎日したら駄目ですよ、とかって何もありませんよね。今年初めてのことで、それでも見られた時に来年以降は毎日認めてないですよとかなってくると思うんですけども。今係長が言ったように、月に何回かは半月に2回ずつくらいして、それが2回した時に、理由を1回は作付け状況の確認、あと1回は無断転用とかですね、そういう確認したと。そういうことで項目を変えれば問題ないと。それが月に2日だったら4日になる。そういうくらいの割合だったら何の問題もないと思います。

吉原委員 記帳するとの例文がありますが、あれは1から5くらいまでありますが、1とか1の2とか、そういうのは総会とかそれに関係するんですけど、よく見ると該当するところが無いというか、研修辺りも良いつてことですが、研修はどこにも該当しないとですたいね。今から研修も頑張ってもらわないといかんとですが、研修もこれに該当するんですか。沢山の情報を得て活動していかないといけないので。中々どれに該当するのか。

事務局 その他という項目で、そこで全部は拾えるんですが。

吉原委員 その他というのは無いんですよ。例えば1の法令に関することの1から幾らかまであって、5にその他って書いてあるんですけど、その他の項目って大項目ではないんですもんね。最後にその他ってありますけど。

事務局 まずは、その研修がどういう内容のものかですよ。それが最適化に関するものなのか。

吉原委員 そう言われると中々書くとの無かたですもんね。だいたいこれ最適化、農地を掘り起こして、農業していかれる人に土地を集めましょうという交付金のあれですよ。活動費用。

事務局 集積と遊休農地の解消、新規参入、この3本柱です。

吉原委員 そうしたら、それ以外のこと、先ほど言った自分のほ場に向かう途中によく見たら綺麗に作付けしているとか、そういうのは関係なさそうですが。

事務局 それは遊休農地の発生防止ということになるかと思います。

吉原委員 ああ、なるほどね。

事務局 結構、拡大解釈できるところはあるかと思います。どこかで拾えるかと。

議 長 大項目の3の遊休農地の発生防止と解消で農地パトロールをすれば3の①の現地確認で作付け状況を確認したらアにして、無断転用を確認したらイにしてもらえれば、出来るんですよね。皆さん、これは月に1、2回は入れといてくださいね。研修会は大項目の2で担い手への農地の集積・集約化の③の関係機関との打ち合わせですね。研修会でなくても事務局にお尋ねした時でも打ち合わせをしたという風に書いておけば良いです。電話で問い合わせをしたとかですね。本日の総会は大項目の1です。最適化交付金に話ができれば2です。総会は最適化に入らないので、1の①。

吉原委員 先ほど次長さんと話したとですけど、日本農業新聞の日刊で、法令が通過したと書いてあって、人・農地プランに関することで、10年後に1筆ごとに誰が農地を耕作するかということ特定しなければならないということを書いてあったとですけど、びっくりして。誰がそんなこと、農業委員会が今からしていけないといけないのかって思ってますよ。それは、この日誌に、最適化に関することと書いたとですけど、これはバツですかね。

事務局 人・農地プランは全て2、3、4に該当してきます。

議 長 出し手と借り手が関わってくるんですね。

吉原委員 やっぱ、そうした情報を得て活動しないといけないと思うので。

議 長 幅広く取ってもらっていいですよ。

吉原委員 これに記帳されるようにしていけないと、中々出し手借り手の仲介役だけではうまくいかないとですよ。

議 長 契約書のやり取りだけでは件数は増えないですよ。

吉原委員 すみません。時間取りました。

鈴立委員 日誌を書いて、項目が自分で決めきれない時は、事務局で判断して記入してもらえますか。中身の詳細を書いていけばいいのでしょうか。

事務局 日誌の中程の広い欄に自分がされた活動をくわしく書いていただければ、事務局が判断して数字を入れたいと思います。

武部委員 4月分を前回27日の総会日までで提出したんだけど、残りの3日はどうなるのかと思ってね。来月に持ち越すっていう風になる訳ですか。

事務局 前回は説明していましたが、総会後の28日から30日までの3日分は4月分として、本日提出いただくべきものです。改正前の日誌の書式は2回に

分けて同月分を提出できなかったですが、今回からの新たな日誌は日ごとにありますから、今日は5月の総会日までの分と4月の記載されていない残りの日数分を提出ということになります。5月分の残りの日の分は来月6月に提出してもらうということになります。年度変わりの3月の総会後の残りの日の分は4月の早々に提出していただくことになります。

岩木委員 こちらの方で、おそらくこの項目だろうと考えて記入していますが、もし事務局の方で、この内容はこの項目ですと助言なりしていただければ、今後やりやすいかと思います。

事務局 今回提出していただいた分で、訂正している部分はかなりありました。後で協議事項の中でご説明したいと思いますが、活動記録簿の項目設定についてと一枚紙にあります、このことについて説明したいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、月辺りの目標は8日ということで同意を得たということで、こちらでいきたいと思います。次に、新規参入の促進の参加目標になっておりますが、参加回数目標を1回ということにしております。今36ページの下のところ。農林課の主催で個別の就農相談会をお盆と正月に開催する予定にしておりますので、委員さんの中で誰かお一人でもご参加いただければ一応目標達成ということでできますので、その際はご協力をいただければと考えております。関連するお話なのですが、今回の最適化交付金は活動の実績を重視すると今年度からなる訳なのですが、今年度の交付金の算定は今年の4月から9月までに委員さんが活動された活動日数を基に、ある程度算定されるようになっております。令和5年度の交付金の算定は令和4年4月から令和5年3月までの活動実績が交付金算定の対象となっておりますので、来年度のことにも関わってきますので、ご協力をいただきたいと思います。この第44号のにつきましては、一旦ホームページで公表させていただきまして、1カ月程度パブリックコメントということで、市民の方々からのご意見を募る形を取りたいと思います。来月の総会で改めてこの件に関しましては審議をいただいて、市民の方々からのご意見があって、修正するべきところがあれば修正するという形で考えておりますので。最終決定は6月の総会ということになります。今回はホームページに公表することについての同意を得たいと思います。よろしくお願いいたします。以上で議案44号の説明を終わりたいと思います。ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 今事務局から説明がありましたが、議案第44号につきましては、令和3年度の活動の点検評価の部分と令和4年度の目標の設定の仕方と説明がございましたけれども、皆さんの方から評価、目標どちらでも構いませんが、何かご質問等ございませんか。この案どおりでご異議ございませんか。

委 員 異議なし。

議 長 ありがとうございました。それでは、議案第44号につきましては、この
とおり決定していきたいと思います
それでは、協議事項に入りたいと思います。事務局お願いします。

事務局 はい。協議事項です。
・「令和4年度推進委員等の担当地区ごとの目標設定について（案）」
・「活動記録簿の項目設定について」
・「全国農業新聞の購読者推進について」
・「令和4年度の研修旅行について」
・「松浦市内の空きハウスの情報提供について」

議 長 以上で予定をしておりました事務局からの協議事項について終了します。
これをもって、5月の農業委員会定例総会を終了します。次回の農業委
員会総会は、6月27日（13時30分～ 場所 市民ホール）といたしま
す。お疲れ様でした。

〈 閉会の時刻 〉

16 時 06 分